平成３０年（フ）第１０８号
川崎市宮前区犬蔵２丁目17番46号　ガーデンヒルズユアサ　203
債務者　村野　瑞葉
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１７９号
川崎市多摩区枡形１丁目１番２―305号　アクシス向ヶ丘弐番館
債務者　松橋明日香
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１９６号
川崎市中原区下小田中６丁目31番７―405号
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２００号
川崎市麻生区高石４丁目30―39　リリーヒルズ　302、住民票上の住所川崎市多摩区南生田４丁目24番１―127号
債務者　萱守　綾香
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２１７号
川崎市多摩区登戸新町298番地　第五池富荘102
債務者　中野　昌司
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２３０号
川崎市川崎区大島３丁目14番１号　広静マンション　201
債務者　安井　智廣
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２５９号
川崎市多摩区西生田３丁目20番23号　みどり荘　102
債務者　石田　恭久
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２６１号
川崎市川崎区渡田１丁目１番６―503号　ドルチェ川崎
債務者　八馬　岳夫
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２８６号
川崎市高津区久末1938番地１　久末表Ｂ住宅１―108
債務者　五十嵐貞代
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３１１号
川崎市川崎区小田３丁目20番４号　ソフィー川崎　101
債務者　平嶋　大輔
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３４０号
川崎市宮前区南平台17番３―104号
債務者　勝田　勝仁
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３５３号
川崎市川崎区浜町３丁目10番12―402号　ｇｒａｃｅ　ｆｌｅｕｒ
債務者　小野明日香
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４５３号
愛知県春日井市牛山町2686番地40
債務者　二村　富生
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１６号
和歌山市宇治家裏212番地１　紀和駅団地２棟５階50号
債務者　辻　　清
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１４０号
和歌山県有田市箕島365番地１
債務者　加世田久義
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２７号
島根県出雲市大津町2531番地５　小畑建設アパート６
債務者　西脇　美奈
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
松江地方裁判所出雲支部